府　令

○内閣府令第七十号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年十月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「指定国際会計基準をいう。以下同じ。」を「指定国際会計基準をいう。以下この項及び次条第二号において同じ。」に改める。

第一条の二第一項中「国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの」を「法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社」に改め、同項各号を次のように改める。

一　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

二　指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

第一条の二第二項を削る。

第二条第四十一号中「前連結会計年度」を「当連結会計年度（第三条第二項に規定する期間をいう。）の直前の連結会計年度（以下「前連結会計年度」という。）」に改める。

第九十三条中「国際会計基準（公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものに限る。次条において「指定国際会計基準」という。）」を「指定国際会計基準（国際会計基準（国際的に共通した企業会計の基準として使用されることを目的とした企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて第一条第三項各号に掲げる要件の全てを満たすものが作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、金融庁長官が定めるものをいう。次条において同じ。）のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものに限る。同条において同じ。）」に改める。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの」を「法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社」に改め、同条各号を次のように改める。

一　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行つていること。

二　指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

第六条中「前事業年度」を「当事業年度の直前の事業年度（以下「前事業年度」という。）」に改める。

第八条第十項第三号中「外国金融商品市場」の下に「（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）」を加える。

第百二十八条第一号中「が国際会計基準」の下に「（連結財務諸表規則第九十三条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ。）」を加える。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条　四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの」を「法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　法第五条第一項の規定に基づき提出した有価証券届出書（当四半期連結会計期間の属する連結会計年度の直前の連結会計年度（以下「前連結会計年度」という。）に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）を記載している場合に限る。）又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出した有価証券報告書（前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載している場合に限る。）において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

ロ　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定に基づき提出する四半期報告書において、四半期連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

二　指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて四半期連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

第一条の二第二項を削る。

第九十四条第一号中「連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号ニに規定する国際会計基準をいう。次号において同じ。」を「連結財務諸表規則第九十三条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ。」に改める。

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第四条　四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの」を「法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社」に改め、同条各号を次のように改める。

一　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　法第五条第一項の規定に基づき提出した有価証券届出書（当四半期会計期間の属する事業年度の直前の事業年度（以下「前事業年度」という。）に係る財務諸表を記載している場合に限る。）又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出した有価証券報告書（前事業年度に係る財務諸表を記載している場合に限る。）において、財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

ロ　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定に基づき提出する四半期報告書において、四半期財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

二　指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて四半期財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

第八十四条第一号中「連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号ニに規定する国際会計基準をいう。次号において同じ。」を「連結財務諸表規則第九十三条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ。」に改める。